

2026年6月1日（月）

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

## SMBCエルダープログラムにおける 「エルダーコンシェルジュ名称変更」および「規定改訂」のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は三井住友銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

この度、SMBCエルダープログラムにおける「エルダーコンシェルジュ」の名称を「SMBCコンシェルジュ」へ変更いたします。  
これに伴い、2026年6月1日（月）付で、「SMBCエルダープログラム規定」および「SMBCエルダープログラムファミリープラン利用規定」における該当箇所を改訂いたします。  
改訂後の規定は、既にご利用いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。  
なお、SMBCコンシェルジュの運用は、2026年7月1日（水）より開始いたします。

### <主な改訂内容>

- ・「エルダーコンシェルジュサービス」を「コンシェルジュサービス」へ変更
- ・「エルダーコンシェルジュ」を「SMBCコンシェルジュ」へ変更

今後とも、お客さまによりご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。

敬具

### <SMBCエルダープログラム規定>

	改訂後	現状
第2条	第2条（定義） 本規定における用語の定義は、次のとおりとします。 ①「 <b>SMBCコンシェルジュ</b> 」とは、利用者からのSMBCエルダープログラムの利用に係る照会・要望等の受付・対応等を担当する当行の役職員をいいます。 ②「 <b>コンシェルジュサービス</b> 」とは、第11条第1項に規定するサービスをいいます。 ③「資産承継特約」とは、利用者が、資産承継特約サービスの利用に当たり、受贈者および当行との間で締結する当行所定の様式の特約をいいます。 ④「資産承継特約サービス」とは、第10条第1項に規定するサービスをいいます。 ⑤「提携企業」とは、利用者による提携サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。 ⑥「提携サービス」とは、第8条第1項に規定するサービスをいいます。 ⑦「当行指定提供商品」とは、利用者による当行提供商品の割引サービスの利用に当たり、当行が別途指定する当行提供商品・サービスをいいます。 ⑧「当行提供商品の割引サービス」とは、第9条第1項に規定するサービスをいいます。 ⑨「付帯サービス」とは、第6条第1項に規定するサービスをいいます。	第2条（定義） 本規定における用語の定義は、次のとおりとします。 ①「エルダーコンシェルジュ」とは、利用者からのSMBCエルダープログラムの利用に係る照会・要望等の受付・対応等を担当する当行の役職員をいいます。 ②「エルダーコンシェルジュサービス」とは、第11条第1項に規定するサービスをいいます。 ③「資産承継特約」とは、利用者が、資産承継特約サービスの利用に当たり、受贈者および当行との間で締結する当行所定の様式の特約をいいます。 ④「資産承継特約サービス」とは、第10条第1項に規定するサービスをいいます。 ⑤「提携企業」とは、利用者による提携サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。 ⑥「提携サービス」とは、第8条第1項に規定するサービスをいいます。 ⑦「当行指定提供商品」とは、利用者による当行提供商品の割引サービスの利用に当たり、当行が別途指定する当行提供商品・サービスをいいます。 ⑧「当行提供商品の割引サービス」とは、第9条第1項に規定するサービスをいいます。 ⑨「付帯サービス」とは、第6条第1項に規定するサービスをいいます。

	改訂後	現状
第2条	<p>⑩「付帯サービス提供企業」とは、利用者による付帯サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。</p> <p>⑪「本特約」とは、本規定によるSMBCエルダープログラムの利用に係る契約をいいます。</p> <p>⑫「割引付帯サービス」とは、第7条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑬「SMBCエルダープログラム」とは、本特約に基づく次に掲げるサービスを総称していいます。</p> <p>イ 付帯サービス            ロ 割引付帯サービス            ハ 提携サービス            ニ 当行提供商品の割引サービス            ホ 資産承継特約サービス            ヘ <b>コンシェルジュサービス</b></p> <p>⑭「SMBCエルダープログラム専用口座」とは、利用者が次条の規定により指定する当行所定の条件および内容の利用者名義の普通預金口座をいいます。</p>	<p>⑩「付帯サービス提供企業」とは、利用者による付帯サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。</p> <p>⑪「本特約」とは、本規定によるSMBCエルダープログラムの利用に係る契約をいいます。</p> <p>⑫「割引付帯サービス」とは、第7条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑬「SMBCエルダープログラム」とは、本特約に基づく次に掲げるサービスを総称していいます。</p> <p>イ 付帯サービス            ロ 割引付帯サービス            ハ 提携サービス            ニ 当行提供商品の割引サービス            ホ 資産承継特約サービス            ヘ エルダーコンシェルジュサービス</p> <p>⑭「SMBCエルダープログラム専用口座」とは、利用者が次条の規定により指定する当行所定の条件および内容の利用者名義の普通預金口座をいいます。</p>
第11条	<p>第11条 (<b>コンシェルジュサービス</b>)</p> <p>(1)<b>コンシェルジュサービス</b>とは、利用者が、SMBCエルダープログラムの利用に当たり、<b>SMBCコンシェルジュ</b>によるSMBCエルダープログラムの利用に係る助言、当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBCエルダープログラムに関する情報提供等その他の当行所定のサポートを受けることができるサービスです。</p> <p>(2)<b>コンシェルジュサービス</b>には、<b>SMBCコンシェルジュ</b>が、利用者に対する当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBCエルダープログラムに関する情報提供等を実施するに当たり、利用者の求めに応じ、利用者により指定された時間・場所に訪問の上、これを行うことが含まれますが、取引店の所在地その他の状況によっては、<b>SMBCコンシェルジュ</b>が利用者により指定された時間・場所に訪問することが困難な場合があります。</p> <p>(3)<b>SMBCコンシェルジュ</b>が利用者との間において3か月以上継続して通常の方法により連絡をとることができない等<b>コンシェルジュサービス</b>の提供が困難と認められる事由が生じた場合には、当該事由が終了したと認められるまでの間において<b>コンシェルジュサービス</b>の提供を一時的に停止することができるものとします。</p>	<p>第11条 (エルダーコンシェルジュサービス)</p> <p>(1)エルダーコンシェルジュサービスとは、利用者が、SMBCエルダープログラムの利用に当たり、エルダーコンシェルジュによるSMBCエルダープログラムの利用に係る助言、当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBCエルダープログラムに関する情報提供等その他の当行所定のサポートを受けることができるサービスです。</p> <p>(2)エルダーコンシェルジュサービスには、エルダーコンシェルジュが、利用者に対する当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBCエルダープログラムに関する情報提供等を実施するに当たり、利用者の求めに応じ、利用者により指定された時間・場所に訪問の上、これを行うことが含まれますが、取引店の所在地その他の状況によっては、エルダーコンシェルジュが利用者により指定された時間・場所に訪問することが困難な場合があります。</p> <p>(3)エルダーコンシェルジュが利用者との間において3か月以上継続して通常の方法により連絡をとることができない等エルダーコンシェルジュサービスの提供が困難と認められる事由が生じた場合には、当該事由が終了したと認められるまでの間においてエルダーコンシェルジュサービスの提供を一時的に停止することができるものとします。</p>

	改訂後	現状
第13条	<p>第13条（エルダー利用料）</p> <p>(1)利用者は、実際のSMBCエルダープログラムの利用の有無・頻度にかかわらず、本特約が有効に存続する間、当行所定のエルダー利用料を支払うものとします。エルダー利用料の支払は、払戻請求書等および通帳（通帳不発行方式の場合には払戻請求書および預金者本人を確認できる資料）の提出なしに、毎月の当行所定の日に当月分のエルダー利用料を、SMBCエルダープログラム専用口座より自動的に引き落とすものとします。</p> <p>(2)一旦支払われたエルダー利用料については、本特約の解約（当行からの解約も含みます。）その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。</p> <p>(3)エルダー利用料の引落としが、残高の不足等により毎月の当行所定の日にできなかった場合であっても、その後に引落としが可能となったときは、当行はいつでもエルダー利用料（当月分に限りません。）の自動引落としができるものとします。</p> <p>(4)前三項の規定にかかわらず、第11条第3項の規定に基づき<b>コンシェルジュサービス</b>の提供を一時的に停止した場合には、その提供を再開するまでの間においてエルダー利用料はいただきません。</p>	<p>第13条（エルダー利用料）</p> <p>(1)利用者は、実際のSMBCエルダープログラムの利用の有無・頻度にかかわらず、本特約が有効に存続する間、当行所定のエルダー利用料を支払うものとします。エルダー利用料の支払は、払戻請求書等および通帳（通帳不発行方式の場合には払戻請求書および預金者本人を確認できる資料）の提出なしに、毎月の当行所定の日に当月分のエルダー利用料を、SMBCエルダープログラム専用口座より自動的に引き落とすものとします。</p> <p>(2)一旦支払われたエルダー利用料については、本特約の解約（当行からの解約も含みます。）その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。</p> <p>(3)エルダー利用料の引落としが、残高の不足等により毎月の当行所定の日にできなかった場合であっても、その後に引落としが可能となったときは、当行はいつでもエルダー利用料（当月分に限りません。）の自動引落としができるものとします。</p> <p>(4)前三項の規定にかかわらず、第11条第3項の規定に基づきエルダー<b>コンシェルジュサービス</b>の提供を一時的に停止した場合には、その提供を再開するまでの間においてエルダー利用料はいただきません。</p>
基準日	2026年6月1日	2024年6月17日

### <SMBCエルダープログラム ファミリープラン利用規定>

	改訂後	現状
第2条	<p>第2条（定義）</p> <p>本規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>①「<b>SMBCコンシェルジュ</b>」とは、利用者からのSMBCエルダープログラムの利用に係る照会・要望等の受付・対応等を担当する当行の役職員をいいます。</p> <p>②「<b>コンシェルジュサービス</b>」とは、第10条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>③「<b>提携企業</b>」とは、利用者による提携サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。</p> <p>④「<b>提携サービス</b>」とは、第8条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑤「<b>当行指定提供商品</b>」とは、利用者による当行提供商品の割引サービスの利用に当たり、当行が別途指定する当行提供商品・サービスをいいます。</p> <p>⑥「<b>当行提供商品の割引サービス</b>」とは、第9条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑦「<b>付帯サービス</b>」とは、第6条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑧「<b>付帯サービス提供企業</b>」とは、利用者による付帯サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。</p> <p>⑨「<b>本特約</b>」とは、本規定によるファミリープランの利用に係る契約をいいます。</p> <p>⑩「<b>割引付帯サービス</b>」とは、第7条第1項に規定するサービスをいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>①「<b>エルダーコンシェルジュ</b>」とは、利用者からのSMBCエルダープログラムの利用に係る照会・要望等の受付・対応等を担当する当行の役職員をいいます。</p> <p>②「<b>エルダーコンシェルジュサービス</b>」とは、第10条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>③「<b>提携企業</b>」とは、利用者による提携サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。</p> <p>④「<b>提携サービス</b>」とは、第8条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑤「<b>当行指定提供商品</b>」とは、利用者による当行提供商品の割引サービスの利用に当たり、当行が別途指定する当行提供商品・サービスをいいます。</p> <p>⑥「<b>当行提供商品の割引サービス</b>」とは、第9条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑦「<b>付帯サービス</b>」とは、第6条第1項に規定するサービスをいいます。</p> <p>⑧「<b>付帯サービス提供企業</b>」とは、利用者による付帯サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。</p> <p>⑨「<b>本特約</b>」とは、本規定によるファミリープランの利用に係る契約をいいます。</p> <p>⑩「<b>割引付帯サービス</b>」とは、第7条第1項に規定するサービスをいいます。</p>

	改訂後	現状
第2条	<p>⑪「ファミリープラン」とは、本特約に基づく次に掲げるサービスを総称していいいます。  イ 付帯サービス  ロ 割引付帯サービス  ハ 提携サービス  ニ 当行提供商品の割引サービス  ホ <b>コンシェルジュサービス</b></p> <p>⑫「ファミリープラン専用口座」とは、利用者が次条第(2)項の規定により指定する当行所定の条件および内容の利用者名義の普通預金口座をいいいます。  ⑬「EP利用者」とは、SMBCエルダープログラムを利用するお客さまのうち、次条第(1)項第②号の届出を行った方をいいいます。  ⑭「SMBCエルダープログラム」とは、「SMBCエルダープログラム規定」による契約に基づくサービスをいいいます。</p>	<p>⑪「ファミリープラン」とは、本特約に基づく次に掲げるサービスを総称していいいます。  イ 付帯サービス  ロ 割引付帯サービス  ハ 提携サービス  ニ 当行提供商品の割引サービス  ホ エルダーコンシェルジュサービス</p> <p>⑫「ファミリープラン専用口座」とは、利用者が次条第(2)項の規定により指定する当行所定の条件および内容の利用者名義の普通預金口座をいいいます。  ⑬「EP利用者」とは、SMBCエルダープログラムを利用するお客さまのうち、次条第(1)項第②号の届出を行った方をいいいます。  ⑭「SMBCエルダープログラム」とは、「SMBCエルダープログラム規定」による契約に基づくサービスをいいいます。</p>
第10条	<p><b>第10条（コンシェルジュサービス）</b>  (1)<b>コンシェルジュサービス</b>とは、利用者が、ファミリープランの利用に当たり、<b>SMBCコンシェルジュ</b>によるファミリープランの利用に係る照会対応・助言、当行所定の頻度による定期的な連絡・ファミリープランに関する情報提供その他の当行所定のサポートを受けることができるサービスです。  (2)<b>コンシェルジュサービス</b>には、<b>SMBCコンシェルジュ</b>が、利用者に対する当行所定の頻度による定期的な連絡・ファミリープランに関する情報提供等を実施するに当たり、利用者の求めに応じ、利用者により指定された時間・場所に訪問の上、これを行うこと（以下「訪問型サービス」といいいます。）が含まれますが、取引店の所在地その他の状況によっては、<b>SMBCコンシェルジュ</b>が利用者により指定された時間・場所に訪問することが困難な場合があります。  (3)前二項の規定にかかわらず、利用者は、EP利用者が当行所定の方法により訪問型サービスを利用しない旨の届出を行い、かつ、利用者が当行所定の方法により訪問型サービスの利用を希望する旨の届出を行った場合に限り、利用することができます。</p>	<p><b>第10条（エルダーコンシェルジュサービス）</b>  (1)エルダーコンシェルジュサービスとは、利用者が、ファミリープランの利用に当たり、エルダーコンシェルジュによるファミリープランの利用に係る照会対応・助言、当行所定の頻度による定期的な連絡・ファミリープランに関する情報提供その他の当行所定のサポートを受けることができるサービスです。  (2)エルダーコンシェルジュサービスには、エルダーコンシェルジュが、利用者に対する当行所定の頻度による定期的な連絡・ファミリープランに関する情報提供等を実施するに当たり、利用者の求めに応じ、利用者により指定された時間・場所に訪問の上、これを行うこと（以下「訪問型サービス」といいいます。）が含まれますが、取引店の所在地その他の状況によっては、エルダーコンシェルジュが利用者により指定された時間・場所に訪問することが困難な場合があります。  (3)前二項の規定にかかわらず、利用者は、EP利用者が当行所定の方法により訪問型サービスを利用しない旨の届出を行い、かつ、利用者が当行所定の方法により訪問型サービスの利用を希望する旨の届出を行った場合に限り、利用することができます。</p>
基準日	2026年6月1日	2023年10月23日